

年末調整の季節です

1. 年末調整とは

年末調整とは、本年中の給与所得に対する税額を皆様の申告に基づいて算出し、毎月のお給料から徴収納付している源泉所得税額との差額を調整する手続きです。なお以下の方は年末調整の対象となりません。

☆本年中の主たる給与の収入額が2,000万円を超える方

☆2ヶ所以上から給与の支払いを受けていて、他の給与支払者に「扶養控除等(異動)申告書」を提出している方

☆会社に「扶養控除等(異動)申告書」を提出していない方

2. 提出書類について(11月末日を目処に提出してもらいましょう)

(1)「平成31年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(年末調整は、この申告書に基づいて行います)
本年中、内容に変更のない方も必ず提出してください。

マイナンバーについては、30年以前の年末調整時に提出済みの扶養控除等異動申告書に記載された方は、記入済みの本人・扶養親族については、「提出済みの個人番号と相違ない」と記載してください。(マイナンバーの記載は不要です)今回初めて記載する本人・扶養親族についてはマイナンバーの記載が必須となります。

※申告書以外で既に会社へ提出されている場合は、番号を記載せず、その旨記載してください。

(2)「令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(来年の給与計算を、この申告書に基づいて行います)

<令和2年からの改正点> 同一生計配偶者・扶養親族・源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられます。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者(注1)	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

(注1) 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられます。

但し、併せて給与所得控除額が10万円引き下げられますので、扶養親族等の所得が給与所得だけの場合、改正前と改正後でその扶養親族等の給与等の収入金額が変わらないときは、その扶養親族等の合計所得金額要件の判定は変わらないこととなります。

《例① 令和元年年分》給与所得：100万円－65万円＝35万円⇒ 合計所得金額要件(38万円以下)○

《例② 令和2年年分》給与所得：100万円－55万円＝45万円⇒ 合計所得金額要件(48万円以下)○

(3)「令和元年年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」

本人及び配偶者の所得について記入します。年末調整で配偶者控除や配偶者特別控除を受けない場合は不要です。

(4)「令和元年年分 給与所得者の保険料控除申告書」

保険料控除については、各計算式に基づいて控除額を申告してください。

① 生命保険料(一般・介護・個人年金)

平成24年1月1日以降締結した保険契約については別計算となっていますので注意してください。

※平成23年12月31日以前に締結した生命保険料は9,000円を超えるもの、それ以外は金額に関わらず証明書を添付して下さい。

② 地震保険料・旧長期損害保険料

※各保険会社から送付されている払込証明書を必ず添付して下さい。

③ 社会保険料控除

家族の分の国民健康保険料・国民年金の保険料をあなたが納付している場合、平成31年1月から令和元年12月中に支払った額を記入して下さい。

※「国民年金」「国民年金基金」の保険料については、控除証明書又は領収書の添付が必要です。

(5) 住宅借入金等特別控除申告書

税務署から発行された「平成31年(令和元年)分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」にて控除額を申告してください(住宅取得後最初の申告については、確定申告してください)。

連帯債務で持ち分割合のある方はその内容、また負担割合に応じた金額を正しく記載してください。

※金融機関から送付された借入金の残高証明書を必ず添付してください。

※住宅ローンの借り換えをされた方は、元ローンの借り換え時残額がわかる書類を添付してください。

(6) 前職の「平成31年(令和元年)源泉徴収票」

※今年中途入社された方は必ず提出してください(提出のない方は年末調整できません)